

令和 8 年第 8 回定例会 千葉市緑区選挙管理委員会会議録

1 日 時	令和8年8月12日（水） 午前10時00分～午前10時20分				
2 場 所	千葉市緑区役所 4階選挙管理委員会室				
3 出席委員	委員長	浅野 千秋	委 員	山澤 菊枝	
	委 員	石本 春樹			
4 出席書記	事務局長	杉山 信弘	選挙担当主査	積田 浩二	
5 議 題	議案第42号	選挙人名簿の抹消者について			
	議案第43号	政治活動用事務所に掲示する立札・看板類の撤去等について			
6 議事の概要	(1)議案第42号 選挙人名簿の抹消者について 選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (2)議案第43号 政治活動用事務所に掲示する立札・看板類の撤去等について 政治活動用事務所に掲示する立札・看板類の撤去等については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。 (3)その他 次回会議の開催は、令和8年9月1日（火）午前9時30分と決定した。				
7 会議経過	(1)議案第42号 選挙人名簿の抹消者について 事務局：前回の委員会時の名簿登録者から、新たに生じた死亡及び国籍喪失者や、住所の移動により4か月を経過した者等について、本日付で緑区の選挙人名簿から抹消する。 質 疑：資料中の誤植について指摘があった（修正）。 (2)議案第43号 政治活動用事務所に掲示する立札・看板類の撤去等について 事務局：当区が行った政治活動用事務所に掲示する立札・看板類に係る調査の結果、公職選挙法の規定に違反する事案があったため、該当者に対し、市選挙管理委員会と連名で撤去等の依頼文書を発出する。 質 疑： 委員長：違反事項「12枚を超える立札・看板類の掲示」というのは、全ての掲示されている看板に違反があるということか。 事務局：届出に基づき適切に掲示された看板のほかに1か所、届出のない不適切な看板の掲出が確認できたものである。 委 員：通知を発出しても、状態が改善されない場合はどうするのか。 事務局：改めて通知（通告・命令）を発出するなど、引き続き是正に向けた取り組みを行っていく。				